

森林整備補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 7月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第49号

森林整備補助金交付規則の一部を改正する規則

森林整備補助金交付規則（昭和48年岩手県規則第73号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 この規則において「森林環境保全直接支援事業」とは、別に林野庁長官が承認する森林環境保全整備事業計画（以下「事業計画」という。）に基づいて行う次の各号に掲げるものをいい、その意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 除伐等 別に定める林齢の森林において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木の淘汰をいう。</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) 更新伐 次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア 人工林における育成複層林の造成及び育成若しくは広葉樹林化の促進又は天然林における質的及び構造的な改善のための適正な更新を目的として別に定める林齢の森林において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰、支障木及びあばれ木の伐倒並びにこれら除去又は淘汰した不用木等の搬出及び集積</p> <p>イ・ウ [略]</p> <p>(10)・(11) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4 この規則において「広葉樹林化等整備」とは、別に定める要件を満たす森林において行う次の各号に掲げるものをいい、その意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 更新伐 次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア 人工林における育成複層林の造成及び育成若しくは広葉樹林化の促進又は天然林における質的及び構造的な改善のための適正な更新を目的として別に定める林齢の森林において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰並びに支障木及びあばれ木の伐倒</p> <p>イ・ウ [略]</p> <p>(9)・(10) [略]</p> <p>5～7 [略]</p> <p>8 この規則において「事業主体」とは、補助事業を行うもの</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 この規則において「森林環境保全直接支援事業」とは、別に林野庁長官が承認する森林環境保全整備事業計画（以下「事業計画」という。）に基づいて行う次の各号に掲げるものをいい、その意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 除伐等 別に定める要件を満たす森林において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木の淘汰をいう。</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) 更新伐 次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア 育成複層林の造成及び育成、人工林の広葉樹林化の促進又は天然林における質的及び構造的な改善のための適正な更新を目的として別に定める林齢の森林において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰、支障木及びあばれ木の伐倒並びにこれら除去又は淘汰した不用木等の搬出及び集積</p> <p>イ・ウ [略]</p> <p>(10)・(11) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4 この規則において「広葉樹林化等整備」とは、別に定める要件を満たす森林において行う次の各号に掲げるものをいい、その意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 更新伐 次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア 育成複層林の造成及び育成、人工林の広葉樹林化の促進又は天然林における質的及び構造的な改善のための適正な更新を目的として別に定める林齢の森林において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰並びに支障木及びあばれ木の伐倒</p> <p>イ・ウ [略]</p> <p>(9)・(10) [略]</p> <p>5～7 [略]</p> <p>8 この規則において「事業主体」とは、補助事業を行うもの</p>

で、次の各号に掲げる森林整備事業の区分に従い、当該各号に定めるものをいう。

(1) 森林環境保全直接支援事業 市町村、森林所有者（森林法（昭和26年法律第249号）第2条第2項に規定する森林所有者をいう。以下同じ。）、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人（分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第9条第2号に掲げる森林整備法人をいう。以下同じ。）、一般社団法人等（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号に規定する法人のうち、造林を行うことを主たる目的としている法人であって、地方公共団体がその社員であるもの又は地方公共団体がその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているものをいう。以下同じ。）、森林法施行令（昭和26年政令第276号）第11条第7号に掲げる営利を目的としない者（以下「特定非営利活動法人等」という。）（以下「市町村等」と総称する。）、同条第8号に掲げる農林水産大臣が定める基準に従った規約を有しているもの（以下「森林所有者の団体」という。）並びに森林法第11条第4項の森林施業計画の認定を受けた者及び特定間伐等促進計画（森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）第4条第1項に規定する特定間伐等促進計画をいう。）において特定間伐等の実施主体に位置づけられた者であって、別に定める要件に該当するもの。

(2) [略]

(3) 環境林整備事業のうち被害森林整備 市町村等（森林所有者等を除く。）（事業主体が自ら所有する森林において実施する場合（市町村が被害木・林内堆積物除去等を実施する場合を除く。）を除き、市町村にあつては森林所有者と、市町村以外の事業主体にあつては市町村及び森林所有者と事業の実施に係る協定を締結した場合（被害木・林内堆積物除去等にあつては、森林所有者との事業の実施に係る協定の締結に代えて当該森林所有者の同意を得た場合を含む。）に限る。）

で、次の各号に掲げる森林整備事業の区分に従い、当該各号に定めるものをいう。

(1) 森林環境保全直接支援事業 市町村、森林所有者（森林法（昭和26年法律第249号）第2条第2項に規定する森林所有者をいう。以下同じ。）、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人（分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第9条第2号に掲げる森林整備法人をいう。）、一般社団法人等（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号に規定する法人のうち、造林を行うことを主たる目的としている法人であって、地方公共団体がその社員であるもの又は地方公共団体がその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているものをいう。）、森林法施行令（昭和26年政令第276号）第11条第7号に掲げる営利を目的としない者（以下「特定非営利活動法人等」という。）（以下「市町村等」と総称する。）、同条第8号に掲げる農林水産大臣が定める基準に従った規約を有しているもの（以下「森林所有者の団体」という。）、森林法第11条第5項の森林経営計画の認定を受けた者（以下「森林経営計画策定者」という。）、森林法の一部を改正する法律（平成23年法律第20号）による改正前の森林法（以下「旧法」という。）第11条第4項（旧法第12条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の森林施業計画の認定を受けた者、特定間伐等促進計画（森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）第4条第1項に規定する特定間伐等促進計画をいう。）において特定間伐等の実施主体に位置づけられた者及び森林法第10条の11の4第1項（同法第10条の11の6第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく知事の裁定を受けた者（以下「施業代行者」という。）

(2) [略]

(3) 環境林整備事業のうち被害森林整備 市町村等（森林所有者を除く。）及び森林経営計画策定者（別に定める要件に該当する者に限る。）（事業主体が自ら所有する森林において実施する場合（市町村が被害木・林内堆積物除去等を実施する場合を除く。）を除き、市町村にあつては森林所有者と、市町村以外の事業主体にあつては市町村及び森林所有者と事業の実施に係る協定を締結した場合（被害木・林内堆積物除去等にあつては、森林所有者との事業の実施に係る協定の締結に代えて当該森林所有者の同意を得た場合を含む。）に限る。）

(4) 環境林整備事業のうち保全松林緊急保護整備 市町村等（特定非営利活動法人等を除く。）及び森林所有者の団体

(補助金の交付の条件)

第7条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定に附する条件とする。

(1)～(3) [略]

(4) 森林環境保全直接支援事業のうち森林施業計画に基づいて行われたものについて、当該森林施業計画の認定の取消しを受けたときは、既に交付された当該事業に係る補助金相当額を返還すること。

(5) 更新伐を実施した場合において、当該事業の完了年度の翌年度から起算して2年を経過した後更新が確実に図られていないと局長が判断したときは、苗木の植栽により速やかに更新を図ることとし、これに従わない場合又は、交付を受けた更新伐に係る補助金相当額を返還すること。ただし、苗木の植栽以外の方法により確実に更新が図られると局長が認めた場合は、この限りでない。

(6)・(7) [略]

2・3 [略]

(決定の取消し)

第8条 局長は、補助金の交付の決定のあった事業主体が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)・(2) [略]

2 [略]

別表（第4条関係）

提出書類及び添付書類	提出部数
別に定める様式による森林整備事業補助金交付申請書	[略]
[略]	
12 [略]	

(4) 環境林整備事業のうち保全松林緊急保護整備 市町村等（特定非営利活動法人等を除く。）、森林所有者の団体及び森林経営計画策定者（別に定める要件に該当する者に限る。）

(補助金の交付の条件)

第7条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定に付する条件とする。

(1)～(3) [略]

(4) 森林環境保全直接支援事業のうち森林経営計画又は森林施業計画に基づいて行われたものについて、当該森林経営計画又は森林施業計画の認定の取消しを受けたときは、既に交付された当該事業に係る補助金相当額を返還すること。

(5) 更新伐を実施した場合において、当該事業の完了年度の翌年度から起算して2年を経過した後更新が確実に図られていないと局長が判断したときは、苗木の植栽により速やかに更新を図ることとし、これに従わない場合は、交付を受けた更新伐に係る補助金相当額を返還すること。ただし、苗木の植栽以外の方法により確実に更新が図られると局長が認めた場合は、この限りでない。

(6)・(7) [略]

2・3 [略]

(決定の取消し)

第8条 局長は、補助金の交付の決定のあった事業主体が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)・(2) [略]

(3) 岩手県暴力団排除条例（平成23年岩手県条例第35号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者であることが判明したとき。

2 [略]

別表（第4条関係）

申請書及び添付書類	提出部数
別に定める様式による森林整備補助金交付申請書	[略]
[略]	
12 [略]	
13 伐採及び伐採後の造林の届出書の写し又は伐採及び伐採後の造林の届出書	

		<u>の提出を要しなかったことを示す書類</u> <u>(人工造林及び樹下植栽等に限る。)</u>	
13 [略]		14 <u>施業代行者に対する知事による裁定</u> <u>通知書の写し</u>	
		15 <u>森林所有者であること及び施行所在</u> <u>地を確認できる書類の写し</u>	
		16 [略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の森林整備補助金交付規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成24年度分の補助金から適用する。
- 2 改正後の規則別表の規定は、この規則の施行の日以後に提出する申請書等について適用し、同日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。